訪問看護医療情報連携加算に係るウェブサイト掲示について

2026.7.01

令和８年度診療報酬改定に伴い、厚生労働省が定める施設基準に基づき、「訪問看護医療情報連携加算」の届出を行っています。

本加算は、ICT（情報通信技術）を活用して、医師、薬剤師、介護支援専門員等の関係職種が記録した利用者様の医療・ケアに関する情報を共有・活用し、その情報に基づいて計画的な訪問看護の管理を行う体制を評価するものです。

当ステーションでは、利用者様の同意を得たうえで、関係機関と必要な診療情報等を共有し、より安全で質の高い訪問看護の提供に努めています。

【算定内容】

訪問看護医療情報連携加算　1,000 円／月

※医療保険において、訪問看護管理療養費を算定している利用者様が対象です。

【当ステーションの情報連携体制】

当ステーションでは、厚生労働省が定める施設基準に基づき、以下の体制を整備しています。

・ICT を活用し、利用者様の診療情報等を適切に共有・活用できる体制を整えています。

・利用者様の同意を得た関係者のみが情報を共有できる仕組みを採用しています。

・必要な診療情報等を関係機関が随時確認・共有できる体制を構築しています。

・医師、薬剤師、居宅介護支援事業所等と連携し、計画的な訪問看護を実施しています。

・個人情報保護関係法令および厚生労働省の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等に基づき、適切な情報管理を行っています。

【使用している ICT ツール】

・MCS（Medical Care Station）

・カナミックネットワーク

・バイタルリンク

【連携機関】

＜保険医療機関＞

・平山内科

・坊岡医院

・児島医院

・はしもとクリニック

・横矢クリニック

・森田内科クリニック

今後も地域の医療・介護関係者との連携を深め、利用者様が安心して在宅療養を継続できるよう、適切な情報共有と質の高い訪問看護の提供に努めてまいります。

ご不明な点がございましたら、スタッフまでお気軽にお問い合わせください。

2026 年 7 月 1 日

済生会有田訪問看護ステーション